



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》入会金及び会費等の取扱い

はじめに

法人は、その事業活動に役立てるため、様々な同業者団体やゴルフクラブ、レジャークラブ、社交団体等に加入します。今回は、ゴルフクラブ、レジャークラブの税務上の取扱いについてご紹介します。

1.入会金

(1)ゴルフ会員権(法基通 9-7-11,9-7-12)

①法人の場合

法人会員として入会する場合、入会金は資産計上します。ただし、記名式の法人会員で、名義人となった特定の役員又は使用人が専ら法人の業務に関係なく利用するためこれらの者が負担すべきものであると認められるときは、当該入会金に相当する金額は、これらの者に対する給与となります。

②個人の場合

個人会員として入会する場合、入会金は個人会員となった特定の役員又は使用人に対する給与となります。ただし、無記名式の法人会員制度がないため個人会員として入会し、その入会金を法人が資産に計上した場合、その入会が法人の業務の遂行上必要であるため法人の負担すべきものであると認められるときは、給与課税はありません。

③資産計上した入会金の処理

法人が資産に計上した入会金は償却を認められておりません。ただし、ゴルフクラブを脱退、譲渡した場合においては入会金に係る譲渡損失に相当する金額は、脱退又は譲渡した事業年度において損金に算入することができます。

(2)レジャークラブ(法基通 9-7-13の2)

①有効期限が無い場合

その取扱いはゴルフ会員権についての処理と同様となります。

②有効期限が有る場合

その会員としての有効期間が有る場合、かつ、その脱退に際して入会金相当額の返還を受けることができないものとされているレジャークラブに対して支出する入会金(役員又は使用人に対する給与とされるものを除く。)については、繰延資産として償却することができます。

なお、繰延資産として計上した場合、20万円未満の資産については、一括損金として償却できます。

2.年会費その他の費用

(1)ゴルフクラブ(法基通 9-7-13)

①ゴルフクラブの年会費

入会金が資産計上されている場合には交際費とし、入会金が給与とされている場合には会員たる役員又は使用人に対する給与となります。

②ゴルフプレーに直接要する費用

ゴルフプレーに直接要する費用については、法人の業務に直接必要なものであると認められる場合には、交際費等に該当し、その他の場合には、その支出した金額が経済的利益の額として給与となります。

(2)レジャークラブの年会費その他の費用(法基通 9-7-13の2)

レジャークラブの年会費その他の費用は、その使途に応じて交際費等又は福利厚生費若しくは給与となります。

レジャークラブに関して、特定の役員や使用人が利用できる場合には、その年会費は利用した役員・使用人の給与となりますが、役員、使用人の全員が希望すれば対象施設を利用できる等の要件を満たす場合に福利厚生費として計上ができます。

3.消費税法上の入会金、会費等の取り扱い

入会金や会費は、脱退に際し返還されないものを除いて、明らかな対価関係があるかどうかによって消費税の課税関係を判定します。

返還されないゴルフクラブやレジャークラブの入会金等は、役務提供として明らかな対価関係があるため、課税仕入れとなります。

おわりに

入会金及び会費に関しては入会目的や利用状況等により、税務上の処理が異なります。

特に給与となる場合、所得税の課税対象になりますのでご注意ください。

また、紙面の都合上、ゴルフクラブ、レジャークラブに関してのみ記載しておりますが、会費等及び入会金に関しては、同業者団体や社交団体等、入会先毎に検討を要することにご留意ください。

(担当:上條)